

第848回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年4月5日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（14名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 (欠番)	7番 澤田 誠規
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 井垣 水里	6番 山本 大	7番 浦田 久永

4. 欠席者（3名）

4番 山本 欣史	8番 西山 成彦
----------	----------

5番 佐藤 千春

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主査	中田 真由
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一	産業振興課	主査	山中 央

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	農地法第5条許可申請審査について
議案第4号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第5号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）
議案第6号	宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

○議長 皆様、こんにちは。コロナの関係で、推進委員さん2回お休みで、農業委員さんだけの会でしたが、今日は皆さんそこそこ揃っております。また4月になり、ぐっと気温も上がり、気持ちよくなりました。また、皆さん田植えの準備、また始まっておると思います。忙しくなっていると思いますので、今日の会の方も案件もそこそこありますので、皆さん受け持ちの所スムーズに進めて行きたいと思います。それと、またこの市庁舎でやるのが最後になりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長 これより、第848回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。7番 澤田 誠規 委員、8番 西山 成彦委員さん居りませんので…

○事務局長 入りが遅れているだけで間に合うと思いますので。

○議長 8番 西山 成彦 委員さんをお願いします。
(なお、4番 山本 欣史 委員、5番 佐藤 千春 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

(8番 西山 成彦 委員について、会議時間に間に合わず欠席。9番 小島 久司 委員に「議事録署名委員」をお願いした。)

○議長 議事に入ります前に、事務局より令和4年度人事異動について報告をお願いします。

○事務局長 この度4月1日付けの人事異動により、産業振興課 農業振興係長が交代しましたのでこの場でご紹介します。

これまで5年間にわたり担当してこられました舩谷係長は、この度の移動で水道課下水道係長に異動になりました。後任には同じくこれまで産業振興課で水産振興係長を担当しておりました濱田係長が、舩谷係長の後任として農業振興係長に異動となりましたのでご報告します。

それでは、濱田係長より挨拶をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

この度、農業振興係長になりました、濱田と申します。よろしく願いいたします。

○議 長 濱田係長、ありがとうございました。

○議 長 それでは、これより議事に入ります。

前回の定例会で継続審議となっております、議案第6号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

担当課 産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

それでは、議案第6号の説明をさせていただきます。

【議案書をもとに整理番号3番朗読】

この農地につきましては、基盤整備対象区であるため、第1種農地となりますが、農業用施設・用具を整備すること、なおかつ当該農地は住宅に隣接していることにより、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当するため、除外については支障がないと思われま

す。再度協議をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議 長 続きまして、除外の整理番号3番について、伊与野地区担当の浦田委員お願ひいたします。

○浦田委員 今濱田係長が言うたとおり、前回の案件でしたけど、前回保留にしたのち、伊与野区長、水利、地権者を全部現地に集めて、用水路もこういうところを作る、新しいのをこう来るいうのを全部で話して、問うて、自分の班だけで新しい水路を作るんじゃなく、地区で話し合いながら進んでいて、解決しましょう、いうことで全員の了解を得ましたもので、もし新しい水路、やる場合は伊与野地区と当事者、今後トラブルを起こさんよう、今後話しながら進めて行こうということで了解を取りましたので、あとはこれを認める、認めんは農業委員会の一任を取りましたので、審議お願ひします。

○議 長 担当課と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○川島委員 ええがじゃないかい。地区も皆が認めたがやけん。そこで反対することはないやろ。話し合うてもめごとなしに。その代わりもめごとがあつて、こっちに持ってこられたつて。

- 浦田委員 未来の事やけんそれは分からんけど、絶対個人の判断やなしに皆で話し合っつて作っつてよいうことで、了解を得ましたので。委員会がどうのいうてもう言わなあ。
- 濱田委員 ●●さんが伊与野区長よね。もう承諾得ちよつたがよね。区長はね。
- 浦田委員 けんど自分の勘違いで、自分が全部認めたんじゃない。川島委員からもあつたけんど、これを訂正して、こんなこともあつたけんど同じ地区の中やけん、仲良くいこうやいうことで、口頭では全部話はついた。窓口は区長ないしは水利と窓口はそれを参考でおいて、その後皆の了解とでやっつていこうと。
- 濱田委員 区長と隣接の方と二人がその時に承認しちよつたがよね。同意書をね。同じ日になつちようけんね。
- 澤田委員 あの、ここ●●●(隣地の地番)、宅地になつちようけど、ここを通過して進入するがですか。
- 浦田委員 そう、ここ申請者の土地を通過して、自分のところを通過して行くがです。
- 議 長 もういいですか。
- (「はい」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第6号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課濱田係長より説明と、委員からの報告が1件あり、審議の結果、問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することに、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしと言うことですので、「議案第6号」1件は、市に答申することに決しました。
産業振興課の皆さん、ありがとうございました。

(産業振興課 瀨田係長・山中主査 退室)

○議長 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号1番。場所は2ページに位置図をつけております。
大字西町、主要地方道宿毛城辺線、ポピンズアリタから西に100m進み、そこから南に100m入った所にある農地のうちの4筆です。
父から息子への贈与で、取得後は柿、季節野菜を作るとのことです。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号2番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字宿毛、主要地方道宿毛城辺線、ダイソーエヴィ宿毛店より西に160m進み、長田町交差点付近、南東にある農地のうちの1筆です。
売買で、取得後はびわを作るとのことです。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。
農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 議長 続きまして、受付番号1番について、西町地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 山口委員 【議案書をもとに1番朗読】
事務局からもあったように、親子間の贈与です。特に問題はないと思います。両人からもよろしく願いますということです。以上です。

○議長 議長 続きまして、受付番号2番について、街区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

- 稲田委員 【議案書をもとに2番朗読】
3月29日、現地を確認しまして、譲渡人、譲受人に確認を電話でしたけど取りまして、間違いないということです。よろしく審議をお願いいたします。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 寺田委員 いいですか。番号1番の雑種地、これは農地法の適用外やけん、別にできることじゃないんやないやろかと思うけど、ここで許可を得んでも。現況も農地法の対象になるんかどうかいいうこと。
- 事務局長 事務局です。今質問をいただきましたが、今現況ということばがありました。どちらかが農地でありましたら、審議する必要がございますので、この場合については農地台帳の地目、課税地目いずれも農地、畑となっておりますので、今回この場合所有権が移るとなると、こちらの場で申請手続き、審議が必要ということになりますので、今回の手続きに至っております。
- 寺田委員 分かりました。
- 川島委員 登記が雑種地で作りよらんところやったら、そのままでも売買ができるわけやね。農地として作りようけん、ここにかけないかんいうことやね。
- 事務局長 ご名答です。
- 議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということです。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」ご説明いたします。
議案書は4ページになります。

受付番号1番。所在地 山奈町山田、続く5ページに位置図をつけております。土居ノ内地区です。地区内を流れる土居ノ内川沿い、申請者の実家の隣接地です。

転用目的としましては、申請者は、家族の高齢に伴い実家の隣接地に墓地を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書、相続関係説明図等必要書類は添付されております。

墓地の設置に伴う面積は109㎡のうちの55.11㎡で、資金計画は、墓地設置費用36万円に対し、すべて自己資金で賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

第4条許可申請審査についての説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号1番について、土居ノ内地区担当の山本大委員より説明をいたします。

○山本大委員 【議案書をもとに1番朗読】

申請者の祖母が高齢のため、住まいの近くに墓地を設置したいと、全ておばあちゃんが許可に関する申請を行っていることから、おばあちゃんから西山委員と私の方によりお願いしたいと連絡をいただきました。私もおばあちゃんにも確認をし、現場の方も確認をいたしております。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 濱田委員 近く隣接する 100m くらいの人には？
- 山本大委員 5 ページに位置図をつけておりますように、私も 200m 以内ということで承諾書を提出しております。
- 濱田委員 事務局長、区長の承諾は必要なかったかね。
- 事務局長 ひょっとしたら環境課の方には行っているかもしれません。
- 山本大委員 申請者が言うには、ちょっと難しいやつと、ちょっとしやすいやつがあって、区長の認可はいらぬそうです。
- 事務局長 隣接地は必ずいただいておりますので。事務委任を受けた行政書士が取っております。
- 議 長 ほかにありませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」1 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第 2 号」1 件は、意見を附して県に送付することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」ご報告いたします。
議案書は6ページになります。

受付番号1番。位置図は続きまして、7ページになります。

申請場所 所在地 橋上町橋上地区 宿毛市立橋上小学校西側の休耕中の畑2筆です。

申請地所有者（譲渡人）は、現在愛媛県八幡浜市在住。遠方に居住につき管理ができず、休耕中の農地2筆を売却するものです。

転用者（譲受人）は宿毛市内で建築業を営んでいるが、近い将来発生が予想される地震による津波からの被害を避けるため、建築資材の設置場所として高台を探していたところ、本申請地が適するとの事で、予定地に選定したものです。

具体的には、建築業に使用する木材・足場・単管（足場骨組み）等を配置する資材置き場として整備し、合わせて車両置き場や通用路、荷下ろしスペースとして利用するものです。これら資材置き場として整備後は、自身が経営する会社との間で使用貸借契約を行う計画となっております。

なお、敷地内には、既存の倉庫（46.8 m²）が建っておりそのまま利用するという事です。

また、本件申請地の西側、市道を挟んで向かいにある、所有者を同じくする建物（非農地証明 受付番号7番）をあわせて購入する予定です。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

倉庫及び資材置き場の面積は、合わせて521.01 m²です。資金計画は土地取得費が50万円、それらすべてを自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

今回の5条申請は以上になります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号1番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに1番朗読】

4月1日に川島委員と、申請人は言葉ができない、障害なもので、私も知っておりますが、八幡浜におり全くこっちには帰って来ないので、いと

こである●●●●さんが代理人となってやっていました。

ここは大きなみかん、小夏を4，5本くらいありましたが、草がぼうぼうの状態でしたので、少しならしてありましたが、資材置き場にするということですので、審議よろしく願いいたします。

○澤田委員 保内町喜木（キキ）ですねえ。

○濱田委員 本人メールではヨシキいうてきちよった。

○澤田委員 キキです。女房の里なもんで。

○濱田委員 それは間違いないねえ。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○濱田委員 ごめん、言わらったねえ、譲受人の名前。●●●●です。以上。

○川島委員 濱田委員と一緒に行って見たがやけど、家の所は5条のところは問題ないと思うがやけど、非農地証明いうところよね、これもセットになっちゃうがよね。これ農地じゃなけん、先にこれが非農地証明が通ってないと許可出せんがやないかい。

○議 長 5条はええがやない。

○事務局長 5条は5条、非農地は非農地。別物です。分かりづらくて申し訳なかったですが、非農地証明は後ほどまた説明するので。

○川島委員 説明して。

○事務局長 7番については、非農地証明の。こちらは建物が昭和53年11月に居屋が建っています。5条の方の建物、倉庫も建っているのが間違いない。底地がちょっとあれですけど、2筆のうちの1筆にそのような状況があると。これは、5条転用になりますので農地から外れますので、譲受人のほうに売却するので。あくまでもそれぞれの部分で。前後するかもしれませんが、申請は一緒のタイミングになっております。

○議 長 ほかにありませんか。

○濱田委員 5条の件、川島委員も言ったけれど、毎日十何年もそこ見て来たけど、一回も野菜も植えたことがない、みかんだけが直七だけがあって、ただなりっぱなし。そんな太い大きな木やって、それを切って代理人の兄がちょっとたたいちょうけん、あれやったけど、譲渡人もそんなことする人じゃないけん、雑種地、そのような状態やって、まあみかんは売買するために切ってあげたいという状態。収穫もいっさいないし。

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 なお、議案4号につきましては、保田委員が貸付人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。関係事案終了後に入出・着席していただきます。

(保田 農地利用最適化推進委員 退室)

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局員 議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
まず、受付番号8番についてご説明いたします。新規設定です。
場所は大字宿毛。ホテルアバン宿毛裏側、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。
芋を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。
- 議長 続きまして、受付番号8番について、街区担当の山口委員より説明をお願いいたします。
- 山口委員 **【議案書をもとに8番朗読】**
なんせ、この貸付人が大ベテランの保田委員なので、特に説明の必要がないと思います。以上です。
- 議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)
- 議長 長 ほかに意見はございませんか。

('なし' との声あり)
- 議長 長 これより採決をいたします。
議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

('異議なし' との声あり)
- 議長 長 異議なしとすることですので、「議案第4号」1件は、市に通知することに決しました。

(保田 農地利利用最適化推進委員 入室)

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

○事務局員 議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」、先ほど審議した受付番号8番を除いて、残り14件、受付番号7番及び9番から21番の説明をいたします。新規設定が12件、再設定が2件です。

受付番号7番についてご説明いたします。新規設定です。

場所は大字芳奈です。芳奈口交差点より県道橋上平田線を北に1km進み、西側に広がる農地のうちの1筆です。

施設栽培を行い、ショウガや苗床を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号9番。こちらは再設定です。

場所は大字伊与野。国道321号線から主要地方道中村宿毛線を三原方面に入り、伊与野側の北側に広がる農地のうちの1筆になります。

前回の申出では借受人の父親の名義となっておりますが、高齢のため娘さんが引き続いて耕作することとなりました。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号10番。こちらは新規設定です。

場所は大字戸内。藤林寺の東隣の農地の1筆です。

畑では季節野菜を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号11番。こちらは再設定です。

場所は大字和田。宿毛自動車学校の東側、稗田川沿いに広がる農地のうちの1筆です。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号12番。こちらは新規設定です。

場所は大字宿毛です。いしはらクリニックの西側に広がる農地のうちの4筆です。

貸付人と借受人の父親がきょうだいで、元々耕作していたとのこと。ところが貸付人が死亡し、養子の方が引き継ぐことになりました。また、耕作する側も父親が高齢となったため、息子である借受人に任せたいとのことで、今回改めて利用権の設定を行うこととなりました。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

受付番号13番から21番の9件につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第4号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど11ページにあります議案第5号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

いずれも新規設定です。また、設定期間は10年、利用権の種類は使用貸借で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は大字芳奈。9名の所有者からあわせて19筆、約3.2ha(32,265㎡)の設定になります。

登記及び現況地目は全て田で水稻を作るとの計画が出されています。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申出のありました、受付番号13番から21番の9件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申請は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号7番と13番から21番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。13番から向こうは任せますので、

簡単をお願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに7番朗読】

借受人の前は、佐藤委員のご主人が借りていたんですけど、返還ということで、借受人が借りるということで、ショウガを作るということです。1か月ほど前に私の元へ相談を受けておりました。よろしくお願いしますということです。

後、13番からは読み上げただけでいいんですか。

○事務局長 いいです。

○澤田委員 そういうことです。

○議 長 続きまして、受付番号9番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに9番朗読】

本人に確認を取りまして、間違いないということです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号10番について、戸内地区担当の自分の方から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに10番朗読】

先週の土曜日、井垣委員と夕方に現地確認し、借受人立ち会いのもと確認をしました。既に季節野菜を植えていますので問題ないと思います。貸付人には電話で確認をしております。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号11番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 【議案書をもとに11番朗読】

3月29日に借受人に電話をしまして、確認を取りました。ちょうど前の田んぼというところで、そのあと貸付人にも連絡を取りまして、間違いないということですのでよろしくお願いします。

○議 長 続きます、受付番号12番について、西町地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに12番朗読】

先日双方に確認したところ、実際には5年ぐらい前から作っているということで、貸付人の方へ、実際話をしたのは貸付人本人ではなく実のご両親が大方にいるということで、こちらの方と話をしているそうです。

特に問題はないです。よろしくお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○濱田委員 7番の芳奈の件ですが。借受人は農協の営業指導員の子？親父がおるに、なんで不思議に思うて。理由があるが？親父は全然できんが？

○澤田委員 障がい者じゃないけど、出来んそうです。

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」14件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第4号」の14件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 濱田係長 入室)

○議 長 続きます、議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議長　　なお、議案第5条につきましては、澤田委員が所属する営農組織が借受者希望者となっている事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（澤田 農業委員 退室）

○議長　　担当課 産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

濱田です。よろしくお願いいたします。

それでは11ページをご覧ください。農用地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど承認いただきました農用地利用集積計画について農業公社が借り受けた農地につきまして、農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画です。

12ページをご覧ください。議案第5号、別紙借受選定理由書によりますと、別紙No1から19と記載されております、別添の利用権設定申出書の19筆につきまして受け手として応募されております中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である農事組合法人芳奈村が適当であると配分計画を作成しております。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局長　　濱田係長、ありがとうございました。

ここで、事務局から皆さんにお断りです。本日皆様のお手元にただ今説明のありました、議案第5号、ページ12ページ、単票をお配りしております。実はこちらの借受者のリストあるんですが、更新しまして、最新の内容を添付しております。去年の11月に同様の案件を審査した際に、こちらの内容を更新するようにと提案いただいております、その分の作業を行ったもので、お手元に配布した内容になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長　　担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

- 議長 ほかにありますか。
- 川島委員 質問うかあれやけど、芳奈村うがはその、平田の百姓屋うがとは経営が別なが？平田の百姓屋うがは、会長がやりよるが？芳奈村は澤田委員がやりようが？
- 議長 うん。
- 川島委員 ●●●うがは、澤田委員のところじゃないかい？
- 議長 牛飼いよる人じゃないかね。
- 小島委員 ●●●さんの子やろう。
- 川島委員 分かりました。
- 議長 長 これより採決をいたします。
議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当より説明があり審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議長 長 異議なしということですので、「議案第5号」1件は、市に答申することに決しました。濱田係長、ありがとうございました。
- (産業振興課 濱田係長 退室・澤田農業委員 入室)
- (協議事項)
- 議長 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。
- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
今回は7件の申請が出ております。議案書は15ページからになります。
初めに、受付番号1番。所在地は大字宿毛。登記地目 田1筆、畑2筆

です。17ページに位置図をつけております。

場所は、旧明屋書店跡地。平成10年頃店舗が建築され、その後令和3年1月に建物を取り壊し、駐車場として利用し現在に至っております。

続きまして、受付番号2番。申請場所 所在地は先ほどと同様、大字宿毛。登記地目 田1筆です。17ページに位置図をつけております。

場所は受付番号1番と隣接しており、平成9年頃より駐車場として利用し、現在に至っております。

続きまして、受付番号3番。申請場所 所在地は大字戸内。登記地目 田1筆です。18ページに位置図をつけております。

場所は、沖前地区。東林寺の手前、市道沿いです。平成12年頃耕作放棄して、一部は建物が建ち、通路として利用し現在に至ります。

続きまして、受付番号4番。申請場所 所在地は小筑紫町石原。登記地目 田1筆です。19ページに位置図をつけております。

場所は、小三原地区です。約70年前の土地改良により、道路用地となり現在に至っております。なお、昭和61年9月29日付けで市道伊与野小三原線として市道認定されております。

続きまして、受付番号5番。申請場所 所在地は山奈町山田。登記地目 田4筆です。20ページに位置図をつけております。

場所は、竹部地区。宿毛市立山田保育園西側です。平成8年頃より山田保育園等の駐車場として利用し、現在に至っております。

所有者は、現在高知市内に居住しており、地元の親族が代理人として申請を行っております。

議案書ページ変わりました、16ページ。

受付番号6番。申請場所 所在地 和田。登記地目 田4筆。21ページに位置図をつけております。

場所は、和田。国道56号線沿いです。平成13年3月25日より隣地(自動車店)と共に宅地となり現在に至っております。

最後になります。受付番号7番。

所在地は橋上町橋上。登記地目は 畑 2筆です。7ページに位置図をつけております。

先ほど農地法5条許可申請、議案第3号で出た内容とリンクしております。

場所は、橋上地区。宿毛市立橋上小学校西側です。昭和53年11月1日に建物（居宅）を建築、現在に至っております。

以上7件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きます、受付番号1番及び2番並びに6番について、街区と和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに番号1番、2番、6番朗読】

この3件につきまして、3月29日明屋書店の駐車場の部分（1、2番）について、松本委員と現地確認をしております。申請人2名に電話で確認をしております。現地は松本委員と同じだったのですが、間違いなく農地に復帰は困難と思います。

また、6番について、3月29日松本委員と一緒に現場を確認、その後申請人に電話確認しております。先ほど言いましたように、字の読み方が分からないということでした。農地への復帰は困難ということで、松本委員と確認をしております。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長 続きます、受付番号3番について、平田地区担当の自分の方から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに番号3番朗読】

倉庫になっている部分と進入路になっている部分があります。これも土曜日井垣委員と現地を確認して、農地に戻ることはないと思います。それと、申請人は病院の院長ですので事務局長と電話で確認をしましたので、よろしく願います。

○議長 続きます、受付番号4番について、石原地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに番号4番朗読】

確認については、長女、娘さんと現地を確認しました。問題ないと思い

ます。よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号5番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに番号5番朗読】

代理人と先日現地で確認をいたしました。宿毛市の保育園の移転に関する造成で平成元年頃に埋め立てをして、それから保育園の建築をして、それから隣接の土地を建設会社の方で造成して宅地しております。農地への復帰は困難かと思われま。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 それでは最後に、受付番号7番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに番号7番朗読】

先ほど代理人から電話があり、昭和27年に農地法が改正になり、それ以前に家を建てたところが、申請があるがやろうかと言われたけど、現状はこういうことになっちゃけんいうことで、もう私も十何年委員やって、橋上でも二十何件も非農地が出て、そんなに言うがやったら前の農業委員に言うて、もっと早めに調査して、埋めよるときに言うていうて、私十何年前から言われよう。この時わしいつも思いようがやけど、現況は固定資産税は税務課が調査して、作成しようわけよね。その時に税務課で農業委員会の方に非農地証明の申請をしてもらうようにいうことは出来んがやろか。そうやったらもっと早く気づいて出来ちようがよね。税務課の方は宅地でとりよるけん、問題はないがやけど。農業委員会で隣に家を建てるいうときには、処理せないかんけん、今言った代理人がいうこともあるけん。ほかでもいっぱい出て来よるやろ。

○事務局長 税務課の調査はあくまでも課税するためのものです。

○濱田委員 現況見に行きよるがやけん、そのところでなんとか出来んもんやろか。けどそうせんと同じ事やけど、そうか言うて川島委員も言いつたけど、家をもとにぶっ壊せ言うてもきりがながやけん。当たり前のように許可があるがやけん。何十回も議案が出るけん。現金で買えばぼんと出せちよう。この前も駐車場の件で、本人が気にしよったけん申請してからやらな

ないかんぞと指導したけん。前の人はそうやってしよったかいうても、そ
うやないけん。調べよったら橋上の元市の職員が言うところには、橋上で
そうやったらこれからも全部出てくると。

まあ、税務課の聞いただけやけど、局長どうやるかと思うて。

○事務局長 濱田委員の言うことはよく分かります。お気持ちも十分分かります。こ
こにある地目いうのは、残念ながら台帳地目、こういうことになっており
ますので、あくまでも申請行為いうことで働きかけはどこまでできるかい
うたらあれですけど。申請者は昭和53年当時、今から40年程前ですけ
どまさかこんな展開になるとは夢にも思っていなかったと思います。今平
成、令和の時代、こういうことはありえないかと思いますが、昭和の時代
というのは未登記の建物も多々あると。こういう状況ですので、あえて。

○濱田委員 現金で建てちょうけんね。ダムのお金入ったとかいろいろあるけんね。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明7件につきましては、審議の結果問題ないということですので、
適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明7件は、証明することに決し
ました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 事務局から報告事項等いくつかお知らせがありますので、あと10分ほどお願いします。

(①人・農地プランの実質化に向けた取り組みについて)

私の方から、人・農地プランの実質化に向けた取り組みのご説明をしますので、資料3と書かれたものをお手元にご準備ください。

ご説明します。

事務局から、人・農地プランの実質化に向けての取り組みとして現状報告をいたします。本日、各委員の担当地区における実質化された人・農地プランについて資料を配布しております。

人・農地プランの実質化に向けては、令和元年度からの農業委員によるアンケート調査に始まり、把握した意向の集約による現状把握、そして中心経営体への農地集約化に関する将来方針の作成と進めてきまして、去る3月25日(金)に検討会を開催しました。

農業委員の果たす役割としては、各担当地区における座談会への出席をはじめ、事前の参加者への呼びかけ、座談会での意見調査など、積極的な関わりを想定しておりました。

しかし、当初、計画予定しておりました市内12エリアによる座談会の開催は、度重なる新型コロナウイルス感染症拡大により結局実現せず、暫定的な内容ではありますが、アンケート結果や、地域の農業の実情を踏まえつつ、プランの改定を行うこととしております。

今後につきましては、「実質化に」から「実行へ」、農地の貸借や売買等のマッチングにつなげていくとともに、更なる意向把握に努め事務局農業委員会、産業振興課、各関係機関と連携して、ステップを踏んで、引き続き「人・農地プラン」に取り組んでいきたいと考えております。

今日は時間の都合上、詳細は説明できませんが、資料をお持ち帰りいただき、またご一読くださいますようお願いいたします。なおこの資料につきましては、個人情報的なものが含まれておりますので、恐れ入ります、内容の取扱いについては十分お気をつけください。以上です。

○事務局長 (②宿毛市賃借料情報(案)について)

「宿毛市賃借料情報(案)」につきまして、内容は事務局で案を作成し、先月の定例会にてご協議いただきありがとうございました。その時に出た意見を反映し修正を行いました。

修正後の分につきましては、資料1をご覧くださいませでしょうか。

修正した点が2点ございますので、説明いたします。1点目は作物が何

か分からないということだったので、【田（水稻）の部】と明記いたしました。2点目は、山奈・平田地区の賃借料について、最高額：10,000円、最低額：5,000円、平均額：7,500円と訂正しております。

こちらでよろしければ、そのままホームページへ掲載したいと思いますので、ご協議よろしくお願ひいたします。

○議長 長 今事務局から説明がありました、差し替えた分ですが、この内容でどうでしょう。いいですか。

（「異議なし」との声あり）

○議長 長 異議なしということですので、この内容で。

○事務局員 (③「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価〈案〉・「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画〈案〉について」
「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の活動計画(案)」について内容は事務局で案を作成し、先月の総会にてご協議いただきました「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきましては、先月の定例会終了後、宿毛市のホームページに公開し意見等の募集を行いました。特段の意見はありませんでしたので報告いたします。今後、令和4年度の活動計画とあわせてホームページへ公表いたしますのでご報告いたします。

○事務局員 (④農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組(目標・計画策定)の報告について)
農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組(目標・計画策定)について内容は事務局で案を作成し、先月の総会にてご協議いただきました。その内容について、先月の定例会終了後、宿毛市のホームページに掲載いたしましたので、ご報告いたします。

○事務局員 (⑤活動記録簿の提出について)
続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございます。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。
なお、お手元に2022年の活動記録簿をお配りしております。4月か

らはこのオレンジの記録簿を使っていただければと思います。

記録簿の記入方法について、大きく変わっております。従来でしたら、月ごとにページがあり、そこに活動内容を記入する形でしたが、今回からは事案ごとに記入いただく形となりました。

記入方法の説明につきましては、3ページから7ページまで記載がありますので、よく読んでいただければと思います。具体的なつけ方については、11ページ、12ページをご参照ください。特に、3の項目について、詳しく分類して記載するようになっています。具体的には、9ページに一覧表があります。大項目、中項目、小項目に分かれており、当該業務がどこにあたるかご確認の上、記入をお願いいたします。

11、12ページの記載例をもとにご説明させていただきます。【記入例2】をご覧ください。農地の賃貸借の解約についてですが、この場合、9ページの一覧表を見ますと、2 担い手への農地の集積・集約化－①出し手受け手の意向把握に該当します。

また、簡単ではありますが、10ページに事例がいくつかあげられ、どの項目になるかという例も載っておりますので、ご参考にしていただければと思います。

その他、分からないところがありましたら、随時事務局へご相談ください。ご面倒をおかけし申し訳ありませんが、農地利用最適化活動推進のため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局長 少しでも簡素化できていたらと思っていたら、全然違う方向になっており、事務局でも困惑しております。この部分はうちだけの話ではありませんので、近隣の自治体の事務局も含めて整理したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○事務局員 (⑥次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は5月6日(金)午後1時30分開会の予定です。もうここではなく、新しい庁舎の方で開催となりますのでよろしく願います。なお、会議への各種申請書類受付締切日は4月8日(金)で、議案送付は4月28日(木)の予定です。

○事務局員 (⑦耕作放棄地での作業について)

この後にコスモス畑の作業があります。皆さんに声をかけて、有志の方に参加していただくようになっておりますので、参加できる方は押ノ川の方をお願いいたします。

○事務局員 (⑧グリーンパパイヤの苗について)

グリーンパパイヤの苗について、昨年は4月末に入荷しておりまして、農協の方に今年はどうでしょうかと確認をしましたが、まだ未定とのことです。皆さんにはわかり次第追って連絡したいと思います。連絡事項は以上になります。

○議長 ほかには何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第848回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和4年4月5日

会 長 岩本 誠司

農業委員 澤田 誠規

農業委員 小島 文彦